

日本・チリ経済連携協定 —プラットフォーム化戦略と持続可能な成長の実現—

高橋 恒

はじめに

2006年11月17日、ベトナムのハノイで開催されたAPEC首脳会議において日本とチリの二国間首脳会談が行われた。その際、両国首脳が日本・チリ経済連携協定（以下、日チリEPA）の交渉を「成功裡に成し遂げたことを歓迎する」との共同新聞発表が発出された¹。事実上の交渉終了宣言である。2005年の韓国APEC首脳会議で当時の両国首脳により交渉開始が発表されてから、僅か一年でのスピード終結であった。今後両国は2007年の署名・発効を目指して、国内の法的手続きプロセスを踏んでいくことになる。

日チリEPAは市場アクセスのみならず、サービス、投資、知的財産、競争、政府調達、貿易の技術的障害、衛生植物検疫措置といった幅広い経済分野を扱うものであり、しばしば「包括的FTA（自由貿易協定）」と呼ばれるタイプの協定である。

1. チリの通商政策

チリでは1973年9月11日に軍事クーデターが勃発し、アウグスト・ピノチェ將軍率いる軍事政権はそれまでの輸入代替型経済構造から対外開放型経済構造への転換を図っていく²。通商政策の特徴としては、ユニラテラルな市場開放政策が挙げられ³、

1973年12月には0%から75%（平均94%）であった関税率を段階的に引下げ、1979年には一律10%を達成した。また非関税障壁の撤廃、積極的な外資政策等の断行に加え、付加価値税（IVA）の輸出業者への還元、輸出プロジェクトのために輸入された資本財に対する関税支払い延期といった制度も取り入れられた。さらには輸出の一層の振興を図るために輸出振興局（PROCHILE）が創設され（1974年）、特に非伝統産品輸出の促進及び新規市場開拓に貢献していく。

80年代初頭の経済危機を契機に通商政策は一定の修正を迫られ⁴、1984年9月には一律関税が再度35%にまで引き上げられた⁵。外資政策に関しては債務の資本化が法制化されたことにより、この時期の外国投資の拡大に寄与したとされている⁶。また、アンチダンピング制度及び価格バンド制の導入（小麦、砂糖、植物油）といった保護貿易政策ともいえる措置が講じられている。一方で、積極的な輸出振興策が実施されたのもこの時期の特徴である。その代表的な例が1985年に導入された非伝統産品輸出払戻金制度（registro simplificado）であり、86年以降の輸出量の伸びに貢献したとの評価を得ている⁷。

1990年に民政移管を達成すると、文民政

権は貧困、格差拡大、失業といった社会的イシューを政策の柱とする一方、軍政の経済政策を「基本的に」踏襲していく。通商政策についてはさらなる関税引下げが行われた一方で、相互補完的な性格を持つバイラテラル（二国間）、マルチラテラル（多国間）市場開放に重点を置いた政策へのシフトが行われ、積極的に貿易協定を締結していくことになる⁸。

チリが締結してきた貿易協定をまとめたものが表1である（交渉中及び交渉開始につき合意したものも含む）。地域別にみると、(1) ラテンアメリカ・カリブ地域、(2) 北米、(3) 欧州、(4) アジア太平洋地域の四地域に大別されるが、このうち(1) に関しては軍政期に同地域との政治・経済関係を軽視してきた⁹という反省の下、90年代初頭に積極的な経済補完協定（ACE）の締結が行われた。

2. アジア太平洋のプラットフォーム

表1 チリの貿易協定の現状

（2006年11月17日現在）

1. 自由貿易協定（FTA）

相手国・地域	締結	発効	備考
カナダ	1996年12月	1997年7月	2006年11月政府調達章に合意。
メキシコ	1998年4月	1999年8月	2006年11月政府調達章に合意。
中米5ヶ国 ニカラグア グアテマラ ホンジュラス コスタ・リカ エルサルバドル	1999年10月	2002年2月 2002年6月	1999年10月に5ヶ国共通事項について署名済。二国間協議事項とされている関税引き下げプログラムについては、コスタ・リカとエルサルバドルとは発効済。11月22日ホンジュラスと発効のための協定を締結（批准手続き中）。
E U	2002年11月	2003年2月	政治・協力案項は2005年3月1日より発効。
韓国	2003年2月	2004年4月	
E F T A	2003年6月	2004年12月	
米 国	2003年6月	2004年1月	
P 4 ニュージーランド シンガポール ブルネイ	2005年7月	2006年11月	6月3日交渉完了。チリ、シンガポール、NZは2005年7月18日、ブルネイは 8月5日署名。11月8日発効。
ベトナム			2006年11月17日 F T A 交渉開始を合意。
中 国	2005年11月	2006年10月	2005年11月18日署名。 8月9日国会審議終了（7月19日下院、8月9日上院可決）。 10月1日発効。 2007年1月よりサービス・投資の交渉を開始予定。
日 本			2006年11月17日交渉終了。
オーストラリア			2007年にFTA交渉開始。
パナマ	2006年6月		2006年2月6日交渉終了。2006年6月27日署名。
コロンビア	2006年11月		2006年7月FTA交渉開始合意。10月27日交渉終了。11月27日署名。
エクアドル			2006年8月8日 F T A （経済補完協定の拡大）につき合意。
ペルー	2006年8月		2006年8月22日 F T A （経済補完協定の拡大）署名。

2. 経済補完協定（ACE）

相手国・地域	締結	発効	備考
コロンビア	1993年12月	1994年1月	ACE (No. 24)
エクアドル	1994年12月	1995年1月	ACE (No. 32)
ペルー	1998年6月	1998年7月	ACE (No. 38)
ボリビア	1993年4月	1993年7月	ACE (No. 22) 2005年10月12日拡大交渉終了。修正発効へ締結待ち。
ベネズエラ	1993年4月	1993年7月	ACE (No. 23)
メルコスール	1996年6月	1996年10月	ACE (No. 35)

3. 枠組協定

相手国・地域	締結	発効	備考
E U	1996年6月	1999年2月	

4. 部分到達協定

相手国・地域	締結	発効	備考
キューバ	1998年8月		左の日付は交渉終了の日付。未批准
インド	2006年3月		2005年11月23日交渉終了。2006年3月8日署名。国会審議中。

（出典：在チリ日本大使館経済班作成）

そしてチリが近年推し進めているのが (4) のアジア太平洋地域との協定締結である¹⁰⁾。2003 年に韓国と FTA を締結したのを皮切りに、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイとの所謂 P4・FTA (2005 年 7 月)、中国との FTA (2005 年 11 月)、インドとの部分到達協定 (2006 年 3 月) と次々に締結している。さらに冒頭で述べたように日本との交渉を終了したほか、ベトナム、オーストラリアとも交渉を開始することで合意を得ている¹¹⁾。

このようにチリは国家戦略としてアジア太平洋地域との経済関係強化を図っており、このことはアレハンドロ・フォックスレイ外相が 2006 年 4 月に国会において行った外交戦略に関する演説にも謳われている¹²⁾。

このアジア太平洋重視の通商戦略は、2004 年にチリが APEC 開催国となったことを契機に一段と本格化した。翌 2005 年には「プラン・アジア (Plan Asia)」と呼ばれる通商政策が発表され、この中でチリの総輸出額の約 36% がアジア地域に向けられており (2005 年)、同地域との経済関係を強化することにより、チリを (1) アジアの対ラテンアメリカ投資のプラットフォーム、及び (2) 南米とアジアの財・サービス貿易のゲートウェイにするよう政府は努めていくと宣言されている¹³⁾。

3. 日本・チリ経済連携協定 (EPA)

日チリ EPA は、上に見たチリのアジア太平洋地域への通商戦略という文脈に位置づけられる。日本との EPA 交渉においてチリ側の首席交渉官を務めたカルロス・フルチェ外務省国際経済関係総局 (DIRECON) 長は、「チリは既にアジア諸国とは中国、

韓国、インド、P4 との間に FTA を締結しており、さらに南米諸国とも FTA 網を構築している。これら既存の FTA に加え、今回の対日 FTA (EPA) 交渉終了という動きは、正しく政府がプライオリティーをもって取り組んでいる環太平洋地域におけるプラットフォーム化計画と呼応するものである¹⁴⁾ と述べている。

表 2 日本・チリ EPA 交渉プロセス

年	月	
1999	1	共同研究会設置を提案 (バルデス外相訪日時)
2000	5	JETRO と DIRECON との間で「日智自由貿易協定研究会」発足
2001	6	『日智自由貿易協定研究会報告書』発表
2004	11	共同研究会設置を決定 (首脳会談: 小泉総理チリ訪問時)
2005	1	第一回共同研究会 (東京)
2005	4	第二回共同研究会 (サンティアゴ)
2005	7	第三回共同研究会 (ロサンゼルス)
2005	9	第四回共同研究会 (マイアミ)
2005	11	交渉開始決定 (ラゴス・小泉首脳会談: 韓国 APEC)
2006	2	第一回会合 (東京)
2006	5	第二回会合 (サンティアゴ)
2006	7	第三回会合 (東京)
2006	8	第四回会合 (サンティアゴ)
2006	9	事務ハイレベル会合 (東京) → 「大筋合意」
2006	11	第五回会合 (東京)
2006	11	交渉終了宣言 (パチエレ・安倍首脳会談: ベトナム APEC)
2007?	?	署名・発効?

(出典: 外務省 HP 他より筆者作成)

また、「本協定は、我が国が進めている第三国市場への財・サービス貿易のプラットフォーム化戦略を強力に後押しし、チリがアジアと南米のゲートウェイとなるための機会を提供するのである。(…) 我が国としてはこの歴史的なチャンスを生かさなければならない¹⁵⁾」とも語っている。

このように日本との EPA はチリにとって上述のプラットフォーム化戦略を推進する原動力となることが期待されている。と

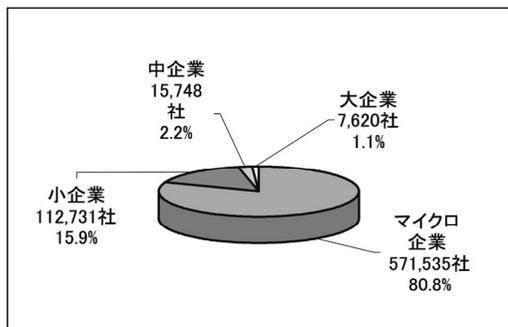
同時に、対日輸出のさらなる拡大に対する期待も当然ながら大きい。フルチェは次のように述べている。「農牧セクターが最も恩恵を受ける分野であることは明らかであり、53%の輸出品目が関税即時引き下げ、35%に対しては発効と同時に異なる関税割り当てが適用されることになっている。即ち、約90%の農産輸出品が協定発効と同時に関税ゼロ若しくは大幅な関税引き下げの恩恵を受けて日本市場に参入することになり、これ程のアドバンテージを有している国は直接的な競争相手の中に存在していない¹⁶⁾。

一方で、バチチェ大統領は次のようにも指摘している。「(日チリ EPA は) チリの企業、輸出業界、生産業界にとって大きなチャンスを提供してくれるものであり、チリ経済の更なる発展を可能とするものである。これは大企業のみを指しているのではなく、中小企業をも視野に入れたものであ

り、持続的な雇用を創出してくれるものとなるであろう¹⁷⁾。

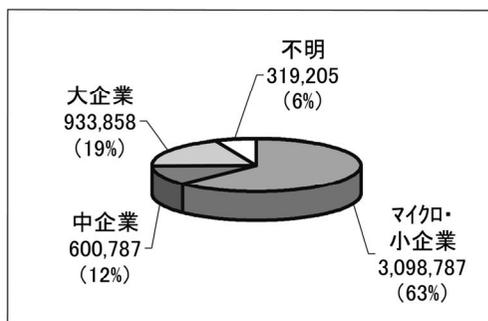
上記で触れられている中小企業対策は、2006年3月にチリ初の女性大統領として誕生したバチチェ政権が政策の優先課題の一つとしているものである¹⁸⁾。企業数で見ると、2004年の段階でチリには約70万の中小マイクロ企業¹⁹⁾が存在しており、全体の約99%を占めるに至っている(図1)。雇用構造をみても全体の75%を中小マイクロ企業の被雇用者が占めている(図2)。反面、1999年から2003年までの収益伸び率では、大企業が27.9%の増加を達成しているのに対して、マイクロ企業は-3.6%、小企業・中企業はそれぞれ1.1%、2.6%と格差が拡大傾向にあることを示している(図3)²⁰⁾。また、大統領が触れていた輸出への貢献という点に関しては、大企業が総輸出額の96.1%を占めており、中小マイクロ企業は僅か3.9%のシェアにとどまっている(図4)。

図1 チリの規模別企業数(2004年)



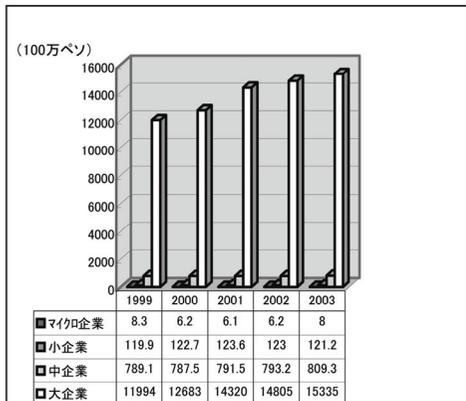
(出典: Chile Emprende, *La situación de la micro y pequeña empresa en Chile*, Gobierno de Chile, diciembre de 2005.)

図2 チリの企業規模別雇用構造(2003年)



(出典: *Ibid.*)

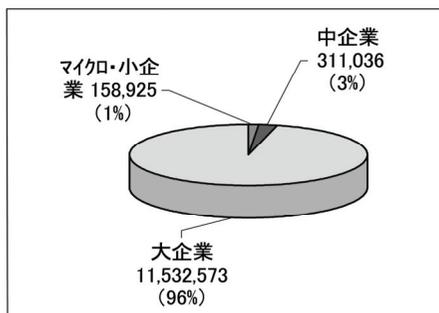
図 3 チリの規模別企業平均収益 (99-03)



(出典: *Ibid.*)

チリは国内市場が小さく、開放政策に基づいた輸出拡大を経済成長戦略の軸とする方針は今後も継続されると思われる。しかしながら、ネオリベリズムの導入により国際競争力を有する一部の大企業が生き残り、国内の格差が拡大したことは指摘されているところである。「平等な成長」を掲げるバチェレ政権には、緊急且つ積極的に中小マイクロ企業対策を断行することが求められている。経済格差の是正と安定した雇用創出を図り国内産業の底力をつ

図 4 チリの企業規模別輸出額 (2003 年単位:100 万ペソ)



(出典: *Ibid.*)

けるためにも、FTA を国内の中小マイクロ企業成長の原動力として利用していく具体的戦略が必要とされているのである。

おわりに

チリはラテンアメリカ諸国の中でいち早くネオリベリズムを導入し、通商政策に関しても試行錯誤を経ながら現在の広範な FTA 網を構築するに至っている。日本との EPA においては、対日輸出拡大とともに日本からの投資増加が期待されており、結果としてチリが標榜する「プラットフォーム化」戦略の原動力となることが求められている。

その反面、一次産品等輸出拡大及び同セクターへの外国投資の集中に伴い、環境問題の深刻化(環境汚染、乱開発、住民の生活圏への影響等)や労働市場の不安定化(労働条件の悪化、季節労働及び非正規雇用の増加等)が進むことを危惧する声も存在している²⁾。また、国内企業数のほとんどを占め、雇用吸収力も高い中小マイクロ企業が如何にチリの FTA 網を成長の礎として利用していくことができるかが問われている。チリが FTA を活用することにより「持続可能な成長」を実現していくためには、国内統合の視点に立ったさらなる具体的政策の実行が求められている。

(たかはし・こう 在チリ大使館専門調査員)

本稿における見解は筆者個人のものであり、外務省並びに在チリ日本大使館の見解を代表するものではない。

¹ 外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/]。

² チリにおける軍政期の経済改革及び通商政策に関しては多くの研究が発表されているが、ひとまずは以下の文献を参照のこと。Patricio Meller, *Un siglo de economía política chilena (1890- 1990)*, Editorial Andrés Bello, Santiago, 1996、Patricio Meller, et al., *El modelo exportador chileno: crecimiento y equidad*, CIEPLAN, Santiago, 1996、Dominique Hachette A. de la F., “La reforma comercial”, en Felipe Larraín B. y Rodrigo Vergara M., *La transformación económica de Chile*, Centro de Estudios Públicos, Santiago, 2001, pp. 294-338、及び細野昭雄、「チリにおける改革・制度構築と経済発展」、西島章次・細野昭雄編著、『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』、神戸大学経済経営研究所、2002年、233-266頁。その社会的インパクトについては以下を参照のこと。Gabriel Salazar, Julio Pinto y otros, *Historia contemporánea de Chile, volumen□, la economía: mercados, empresarios y trabajadores*, LOM Ediciones, Santiago, 2002。また、軍政下チリにおけるネオリベリズム経済思想の謂わば「チリ化」プロセスについては、安井伸、「チリにおける新自由主義経済思想の輸入と同化」、『二十世紀研究』第6号、2005年、53-76頁に詳しい。

なお本稿は軍政期経済政策の功罪を問うことをその目的としていない。軍事クーデター及び軍政に関する政治社会的立場を超えて、チリの政界（現与党関係者を含む）、財界及び学界では、今日の「好調な」チリ経済の基盤を確立し、その「近代化」に努めたとして軍政期の経済改革を基本的に評価するものが「主流」である（ただし、ここには社会アクターとして生身の経験を有する「民衆」は含まれない）。反面、失業率の上昇、インフォーマルセクターの拡大、貧困の増加、所得分配の不平等化、教育問題等の「負の遺産」についても指摘されているところである。

一方で、「シカゴ・ボーイズの父」と呼ばれるミルトン・フリードマンの死去（2006年11月）、さらにはアウグスト・ピノチェの死去（同12月）を契機として、より全一的な形でチリ近現代史を再構築しようとする動きが活性化していることを指摘しておく（「歴史的記憶」の強化）。この点に関し、ウネエウスは次のように述べている。

「(...) ピノチェ支持者たちは、現在の民主主義政権の健全な経済運営が『シカゴ・ボーイズ』の功績のお陰であると主張する。しかし、この主張は歴史を操作するものである。なぜならば、あたかもコントロール将軍及びDINA（国家情報局）による抑圧と、セルヒオ・デ・カストロ、ミゲル・カスト、エルナン・ピュッヒらによるネオリベラル改革とが、軍事政権内における二つの独立した個別の世界であったかの如く捉え、軍事政権というものをこの二つの世界に分割しようとする考えだからである。（軍政期に断行された）経済改革は独裁めきには不可能なものであったといえよう。自由なプレスは存在せず、厳格にコントロールを受けた労働組合は1979年の労働法改定により制度的に一層弱体化し、そして1983年の経済危機に見舞われると軍は反対派のプロテストを過酷な弾圧で撃退したのである。チリの経済成長を巡る歴史的記憶は、ピノチェ及びその文民の協力者たちと結合して

はならない。Carlos Huneeus, “Pinochet y las reformas económicas”, *La Tercera*, 18 de diciembre de 2006.

³ この時期は、しばしば「第一次改革期」とも呼ばれる。

⁴ 同様に、「第二次改革期」。

⁵ その後は再び段階的引下げが行われ1988年には15%まで引下げられた。

⁶ 細野昭雄、『米州におけるリゾナリズムとFTA』、神戸大学経済経営研究所、2001年、54頁。

⁷ ロナルド・フィッシャー、「チリにおける貿易自由化、発展、政策」、西島章次・細野昭雄編著、『ラテンアメリカにおける政策改革の研究』、神戸大学経済経営研究所、2002年、297頁。

その他、非伝統輸出品補償基金制度（1987年）、輸出品の生産に使用される原料の輸入関税戻戻制度（1988年）、機械類（資本財）の輸入関税優遇制度（1987年）、付加価値税（IVA）の回収制度などが新たに導入された。詳細については、日智商工会議所、『2002年版チリ投資ガイドブック』、日智商工会議所、Santiago、2002年を参照のこと。

⁸ 90年代以降のバイラテラル及びマルチラテラル通商政策に関しては、Sebastián Sáez y Juan Gabriel Valdés S., “Chile y su política comercial ‘lateral’”, en *Revista CEPAL*, N°67, abril de 1999, pp.81-94 を参照のこと。

⁹ この政策スタンスをフレンチ・デービスは「さらば、ラテンアメリカ」（“Adios a América Latina”）と呼んでいる。Ricardo Ffrench-Davis, “El impacto de las exportaciones sobre el crecimiento en Chile”, en *Revista CEPAL*, N°76, abril de 2002, p.149. この問題は現在に至るまで解決されたとはいえず、チリ外交政策の欠点として指摘されているところである。特に、アルゼンチン、ボリビアとのエネルギー供給問題、ボリビアとの所謂「海への出口」問題等、近隣諸国との外交関係は現在もチリの政権を悩ませる大きな課題となっている。この点に関し、現政権はラテンアメリカ諸国との関係安定化を重要視しており、2006年5月にパチレ大統領が行った就任後初の大統領教書演説は中南米諸国に対する政治的メッセージという意味で評価に値するものといえよう。Gobierno de Chile, *Discurso de 21 de mayo de 2006*, [<http://gobierno.cl/21mayo2006/>].

¹⁰ サアベドドラ・リバーノは、チリがアジア太平洋地域に関心を持つのは、東はアンデス山脈、北はアタカマ砂漠、南は氷河・南極と言う謂わば隔絶された地理的条件ゆえ必然であるとし、スペインからの独立後ベルナルド・オヒギンスがフィリピン解放を計画していたというエピソードに触れている。Neantro Saavedra-Rivano, “Chile y Japón: puertas abiertas mediante el comercio”, en Barbara Stallings y Gabriel Székely et al., *Japón, los Estados Unidos y América Latina, ¿hacia una relación trilateral en el hemisferio occidental?*, Traducción por Eduardo L. Suárez, Fondo de Cultura Económica, México, 1994.

¹¹ さらにマレーシア、タイとはFTA交渉を視野に入れた共同研究会を立ち上げている。

¹² Alejandro Foxley, *Visión estratégica de la inserción de Chile al mundo*, Presentación ante el Congreso Nacional, 4 de abril de 2006.

¹³ DIRECON, *Plan Asia*, 2005.

¹⁴ Gobierno de Chile, *Comunicado de Prensa*, 20 de noviembre de 2006.

¹⁵ Carlos Furche, “Chile y Japón: una asociación estratégica”, La Tercera, 30 de septiembre de 2006.

¹⁶ Ibid. 合意内容に関しては、外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile] を参照のこと。

¹⁷ Gobierno de Chile, Comunicado de Prensa, 17 de noviembre de 2006.

¹⁸ Gobierno de Chile, Discurso de 21 de mayo de 2006, [<http://gobierno.cl/21mayo2006>].

¹⁹ 他のラテンアメリカ諸国と同様、チリには統一された中小マイクロ企業の定義が存在していない。

本稿で使用されているデータは全て経済省が定める分類に基づいている。即ち、(1)マイクロ企業：年間収益 2,400UF 未満、(2)小企業：同 2,400～25,000UF、(3)中企業：同 25,001～100,000UF、(4)大企業：同 100,001UF 以上。

²⁰ もっとも、この時期はしばしば「失われた 5 年」と呼ばれる期間に相当する。とはいえ、大企業が堅実に収益を伸ばしている一方で中小マイクロ企業はいずれもこの時期に収益減を経験しており、外的諸要因に対しても企業規模が小さいほど脆弱であることを示唆している。

²¹ 正しくこの点に関して、チリ最大の労働組合ナショナルセンターである労働者統一中央組織 (CUT) はチリが各国と締結する FTA に「環境」及び「労働」に関する章を含めるよう政府に働きかけを行っている。ホセ・マヌエル・ディアス氏 (CUT 国際関係担当者) へのインタビュー (2006 年 12 月 20 日、Santiago)